

## 第8章 下請法に関する業務

### 第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（同法第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（同法第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（同法第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買ったたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講ずるよう勧告する旨を定めている（同法第7条）。

なお、公正取引委員会は、こうした下請法違反行為の未然防止を図る観点から、下請法の普及啓発に関する取組を行っている（第9章第3参照）。

### 第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的な調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表、第4表、第2図及び附属資料5-2表参照）。

#### 1 定期調査

公正取引委員会は、令和6年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者9万名（製造委託等（注1）5万3144名、役務委託等（注2）3万6856名）及びその下請事業者33万名（製造委託等21万4316名、役務委託等11万5684名）を対象に定期調査を実施した（第1表及び附属資料5-1表参照）。

(注1) 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2) 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	定期調査実施件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
令和6年度		90,000	330,000
	製造委託等	53,144	214,316
	役務委託等	36,856	115,684
令和5年度		80,000	330,000
	製造委託等	46,900	199,138
	役務委託等	33,100	130,862
令和4年度		70,000	300,000
	製造委託等	37,993	176,799
	役務委託等	32,007	123,201
令和3年度		65,000	300,000
	製造委託等	37,280	169,318
	役務委託等	27,720	130,682
令和2年度		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121

## 2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

### (1) 新規着手件数

令和6年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,272件である。このうち、定期調査により職権探知したものは8,152件、下請事業者等からの申告によるものは119件、中小企業庁長官からの措置請求は1件である（第2表及び附属資料5-2表参照）。

### (2) 処理件数

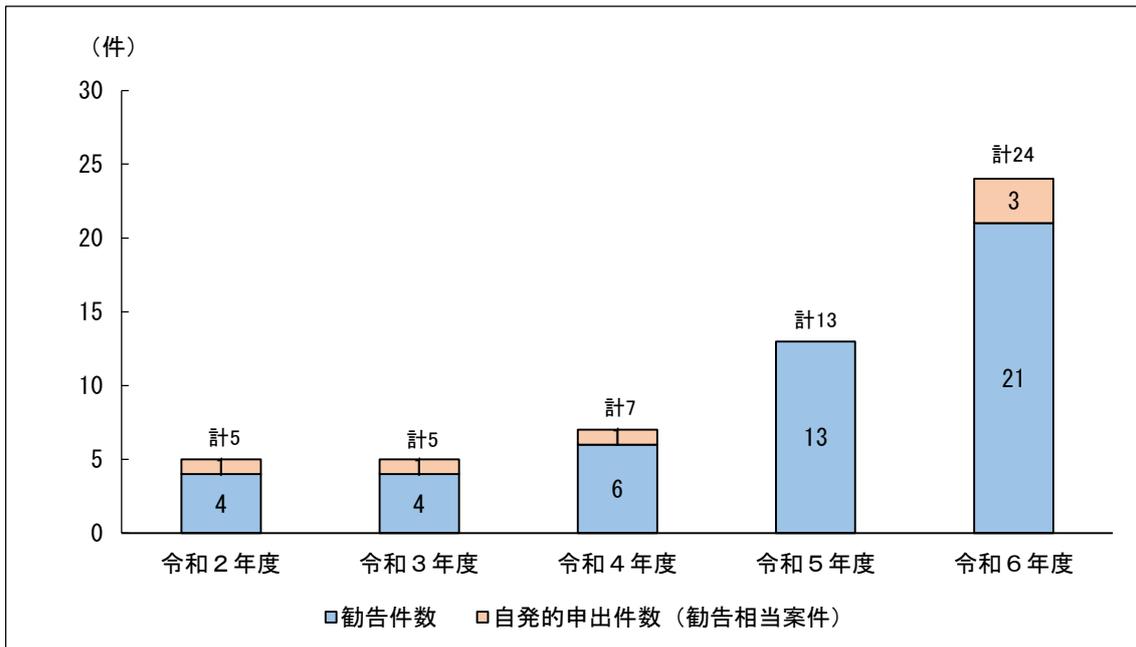
令和6年度においては、公正取引委員会は、8,306件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,251件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち21件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,230件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5-2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

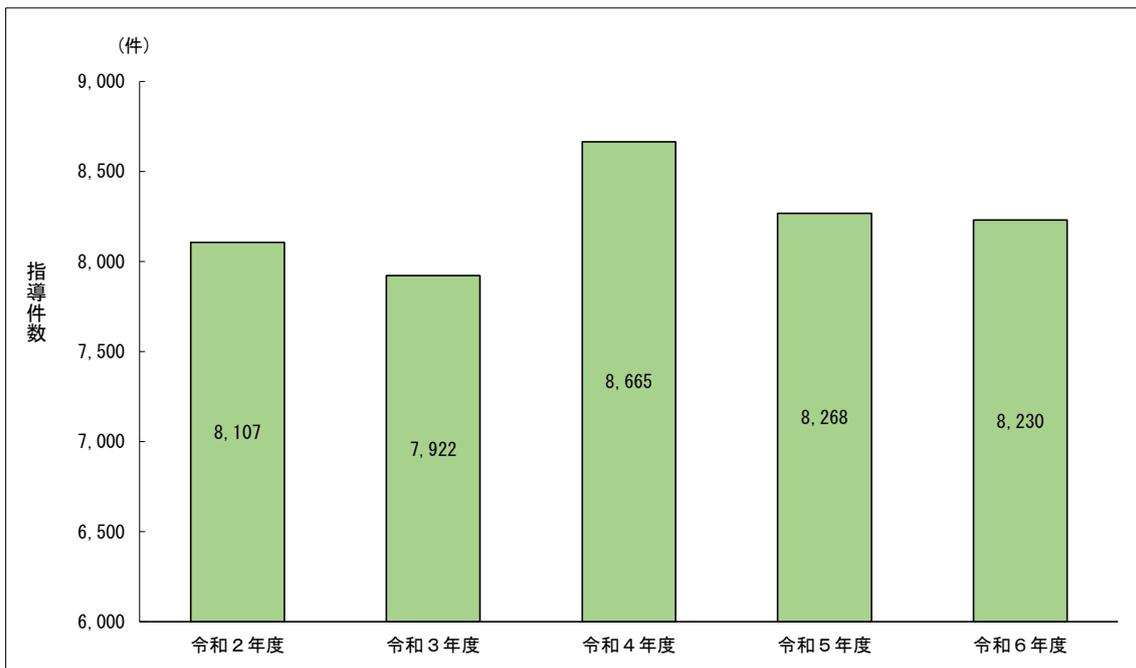
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
令和4年度	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
製造委託等	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
役務委託等	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
令和3年度	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
製造委託等	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
役務委託等	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
令和2年度	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 自発的申出事案については後記 5 参照。



### 3 違反行為類型別件数

令和6年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条、第5条又は第9条違反）は6,580件（違反行為類型別件数の延べ合計の47.8%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（同法第3条違反）が5,944件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（同法第5条違反）が633

件、同法第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したもの（同法第9条第1項違反）が3件である。また、実体規定違反（同法第4条違反）は、7,177件（違反行為類型別件数の延べ合計の52.2%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が4,094件（実体規定違反件数の合計の57.0%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,263件（同17.6%）、買ったたき（同項第5号違反）が852件（同11.9%）となっている（第3表及び附属資料5-3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

違反行為類型	年度	令和6年度		令和5年度		令和4年度				
		製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等	製造委託等	役務委託等			
実 体 規 定 違 反	受領拒否 （第4条第1項第1号違反）	42 (0.6)	37 (0.8)	5 (0.2)	48 (0.7)	43 (1.0)	5 (0.2)	49 (0.7)	36 (0.8)	13 (0.5)
	下請代金の支払遅延 （第4条第1項第2号違反）	4,094 (57.0)	2,570 (52.8)	1,524 (66.1)	3,995 (59.2)	2,352 (53.5)	1,643 (69.7)	4,069 (57.3)	2,273 (52.3)	1,796 (65.3)
	下請代金の減額 （第4条第1項第3号違反）	1,263 (17.6)	948 (19.5)	315 (13.7)	1,090 (16.1)	827 (18.8)	263 (11.2)	1,273 (17.9)	860 (19.8)	413 (15.0)
	返品 （第4条第1項第4号違反）	17 (0.2)	16 (0.3)	1 (0.0)	21 (0.3)	20 (0.5)	1 (0.0)	22 (0.3)	19 (0.4)	3 (0.1)
	買ったたき （第4条第1項第5号違反）	852 (11.9)	507 (10.4)	345 (15.0)	879 (13.0)	558 (12.7)	321 (13.6)	913 (12.9)	524 (12.1)	389 (14.1)
	購入・利用強制 （第4条第1項第6号違反）	39 (0.5)	24 (0.5)	15 (0.7)	41 (0.6)	20 (0.5)	21 (0.9)	50 (0.7)	31 (0.7)	19 (0.7)
	報復措置 （第4条第1項第7号違反）	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.1)	3 (0.1)	1 (0.0)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 （第4条第2項第1号違反）	73 (1.0)	71 (1.5)	2 (0.1)	61 (0.9)	60 (1.4)	1 (0.0)	71 (1.0)	61 (1.4)	10 (0.4)
	割引困難な手形の交付 （第4条第2項第2号違反）	309 (4.3)	294 (6.0)	15 (0.7)	197 (2.9)	187 (4.3)	10 (0.4)	225 (3.2)	211 (4.9)	14 (0.5)
	不当な経済上の利益の提供要請 （第4条第2項第3号違反）	408 (5.7)	350 (7.2)	58 (2.5)	348 (5.2)	292 (6.6)	56 (2.4)	349 (4.9)	278 (6.4)	71 (2.6)
	不当な給付内容の変更・やり直し （第4条第2項第4号違反）	80 (1.1)	53 (1.1)	27 (1.2)	73 (1.1)	38 (0.9)	35 (1.5)	73 (1.0)	52 (1.2)	21 (0.8)
	小計（注）	7,177 (100)	4,870 (100)	2,307 (100)	6,753 (100)	4,397 (100)	2,356 (100)	7,098 (100)	4,348 (100)	2,750 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 （第3条違反）	5,944	4,057	1,887	6,151	4,149	2,002	6,697	4,271	2,426
	書類不保存等 （第5条違反）	633	414	219	556	335	221	834	492	342
	虚偽報告等 （第9条第1項違反）	3	2	1	3	3	0	0	0	0
	小計	6,580	4,473	2,107	6,710	4,487	2,223	7,531	4,763	2,768
合計	13,757	9,343	4,414	13,463	8,884	4,579	14,629	9,111	5,518	

（注）（ ）内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とにならない。

## 4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者149名から、下請事業者3,026名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額10億164万円を下請事業者に返還し、②不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額1億8959万円の利益提供分を下請事業者に返還し、③返品事件において、親事業者は総額6048万円相当の商品を下請事業者から引き取り、④下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額5678万円を下請事業者に支払った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
減額	令和6年度	52名	1,117名	10億164万円
	令和5年度	57名	3,747名	33億2274万円
	令和4年度	64名	4,046名	8億5561万円
	令和3年度	65名	2,561名	3億3909万円
	令和2年度	71名	3,858名	3億7155万円
不当な経済上の利益の提供要請	令和6年度	17名	327名	1億8959万円
	令和5年度	14名	201名	4770万円
	令和4年度	9名	140名	1865万円
	令和3年度	7名	58名	978万円
	令和2年度	10名	84名	5923万円
返品	令和6年度	6名	119名	6048万円
	令和5年度	10名	330名	6968万円
	令和4年度	8名	266名	1億1512万円
	令和3年度	3名	3名	5676万円
	令和2年度	4名	33名	1168万円
支払遅延	令和6年度	65名	1,411名	5678万円
	令和5年度	87名	1,800名	2億4795万円
	令和4年度	95名	1,836名	1億4064万円
	令和3年度	105名	2,970名	1億2035万円
	令和2年度	126名	2,340名	9364万円
買ったたき	令和6年度	1名	1名	2840万円
	令和5年度	(注3) -	-	-
	令和4年度	1名	1名	302万円
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
やり直し等	令和6年度	5名	40名	1438万円
	令和5年度	2名	2名	3136万円
	令和4年度	1名	3名	16万円
	令和3年度	2名	10名	488万円
	令和2年度	3名	37名	323万円
受領拒否	令和6年度	1名	1名	144万円
	令和5年度	-	-	-
	令和4年度	1名	1名	139万円
	令和3年度	1名	9名	2767万円
	令和2年度	1名	1名	5万円

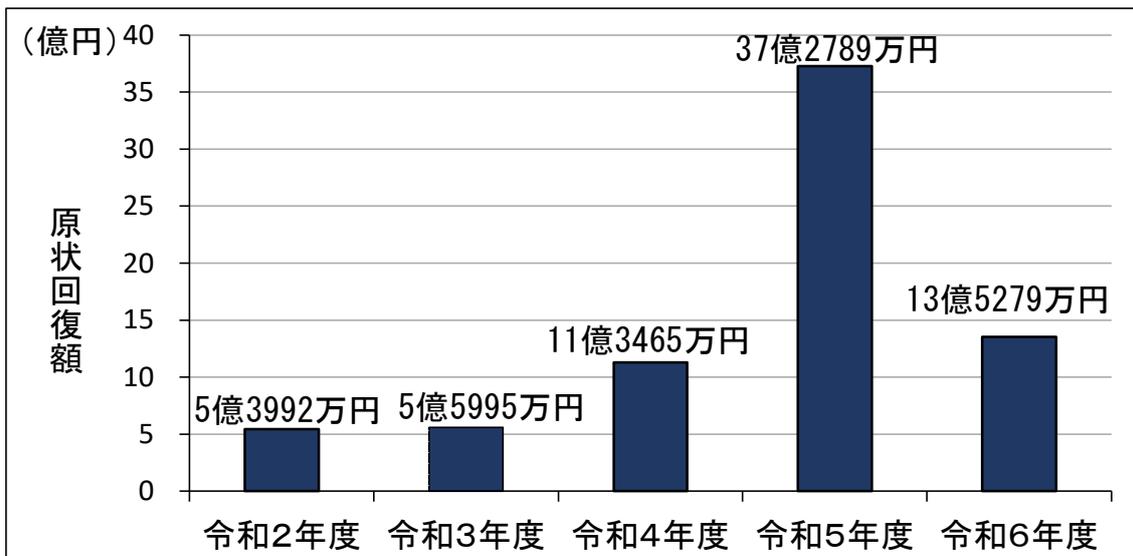
違反行為類型	年度	返還等を行った親事業者数(注1)	返還等を受けた下請事業者数(注1)	原状回復の金額(注2)
有償支給原材料等の対価の早期決済	令和6年度	2名	10名	3万円
	令和5年度	2名	2名	1万円
	令和4年度	1名	1名	1万円
	令和3年度	4名	14名	138万円
	令和2年度	1名	1名	50万円
購入等強制	令和6年度	-	-	-
	令和5年度	2名	40名	844万円
	令和4年度	-	-	-
	令和3年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
合計	令和6年度	149名	3,026名	13億5279万円
	令和5年度	174名	6,122名	37億2789万円
	令和4年度	180名	6,294名	11億3465万円
	令和3年度	187名	5,625名	5億5995万円
	令和2年度	216名	6,354名	5億3992万円

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

## 第2図 原状回復の状況



## 5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\\_tetsuduki/081217.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12649209/www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html)））。

令和6年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は32件であり（第5表参照）、同年度に処理した自発的な申出は36件であった。同年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者525名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3億5328万円相当の原状回復が行われた（注）（附属資料5-4表参照）。

（注）前記4記載の金額に含まれている。

### 第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
24	32	23	39	32

## 6 勧告事件及び主な指導事件

令和6年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

### (1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
食料品等の小売業 (6.5.22勧告)	生活協同組合コープさっぽろは、次のアからオまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「月次レポート」の額（令和3年8月から令和6年4月まで） イ 「システム利用料」の額（令和4年7月から令和6年4月まで） ウ 「協賛年契レポート」の額（令和3年10月から令和6年4月まで） エ 「達成割戻金」の額（令和4年5月） オ 「支払通知作成料」の額（令和3年8月から令和6年4月まで） 減額金額は、下請事業者27名に対し、総額2537万4079円であり、生活協同組合コープさっぽろは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
漬物製品の製造販売業 (6.6.14勧告)	三井食品工業㈱は、令和4年5月から令和5年8月までの間、次のアからカまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「物流協力金」の額 イ 「物流費」の額 ウ 「特売条件」の額 エ 「割戻金」の額 オ 「サンプル使用分」の額 カ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、三井食品工業㈱が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額988万6497円であり、三井食品工業㈱は勧告前に当該金額の一部を下請事業者に支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
ラベル等の印刷物の製造販売業 (6.6.19勧告)	大阪シーリング印刷㈱は、令和4年4月から令和5年10月までの間、下請事業者が作成したデザインについて、給付の受領後に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、その後自社の顧客である食品製造業者等からやり直しの依頼があったことを理由として、下請事業者に対し、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、合計24,600回のデザインのやり直しを無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 大阪シーリング印刷㈱は勧告前に、下請事業者36名に対し、デザインのやり直しをさせたことによる費用相当額として、総額984万円を支払っている。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)
自動車に架装する外装及び内装用の製品の製造販売業 (6.7.5勧告)	㈱トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは、次の行為を行っていた。 ① 返品 令和4年7月から令和6年3月までの間、下請事業者から製品を受領した後、当該製品に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該製品に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該製品を引き取らせていた。 ② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型等について、当該金型等を用いて製造する製品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者49名に対し、合計664個)。 返品した製品の下請代金相当額等は、下請事業者65名に対し、総額5427万3356円であり、㈱トヨタカスタマイジング&ディベロップメントは勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。	①第4条第1項第4号(返品の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
食料品等の卸売業 (6.9.4勧告)	パルシステム生活協同組合連合会は、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。 ア 「特売条件」の額(令和5年4月から令和6年6月まで) イ 「DC利用料」の額(令和5年4月から令和6年5月まで) 減額金額は、下請事業者5名に対し、総額2770万9078円であり、パルシステム生活協同組合連合会は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>水栓金具等の製造販売業 (6.9.26勧告)</p>	<p>SANEI(株)は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 減額 令和4年7月から令和6年1月までの間、「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請 遅くとも令和4年7月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、自己のために無償で保管させるとともに、当該金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり1回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた(下請事業者50名に対し、合計692型)。 減額金額は、下請事業者10名に対し、総額470万9138円であり、SANEI(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>①第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止) ②第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)</p>
<p>建築資材の製造販売業 (6.10.23勧告)</p>	<p>ナイス(株)は、令和4年11月から令和6年5月までの間、次のア及びイの行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「仕入割引」の額を下請代金の額から差し引いていた。 イ 「リベート」の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。 減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2320万1649円であり、ナイス(株)は勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号(下請代金の減額の禁止)</p>
<p>「VTuber 動画」の作成業 (6.10.25勧告)</p>	<p>カバー(株)は、令和4年4月から令和5年12月までの間、下請事業者23名に対し、下請事業者の給付を受領した後に、発注書等で示された仕様等からは作業が必要であることが分からないやり直しを合計243回無償でさせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。</p>	<p>第4条第2項第4号(不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)</p>
<p>出版事業、映像事業、通販事業 (6.11.12勧告)</p>	<p>(株)KADOKAWA(以下「KADOKAWA」という。)及び(株)KADOKAWA LifeDesign(以下「LifeDesign」という。)は、次の行為を行っていた。</p> <p>なお、KADOKAWAにあつては令和6年3月まで、LifeDesignにあつては同年4月以降、雑誌「レタスクラブ」の発行事業において、レタスクラブの記事作成及び写真撮影業務(以下「本件業務」という。)を下請事業者に委託している。</p> <p>① KADOKAWAは、令和5年1月、自社の収益改善を図るため、本件業務の発注単価を改定する旨を記載した「原稿料改定のお知らせ」と題する文書を下請事業者に通知した上で、下請事業者と十分な協議を行うことなく、当該発注単価を従前の単価から約6.3パーセントないし約39.4パーセント引き下げを一方的に決定し、令和5年4月発売号以降のレタスクラブに係る本件業務を下請事業者26名に委託する際に、当該引下げ後の単価を適用した。</p> <p>② LifeDesignは、令和6年4月1日にKADOKAWAからレタスクラブ事業を承継し、本件業務を下請事業者21名に委託する際の発注単価について、同月以降、下請事業者と十分な協議を行うことなく、KADOKAWAが当該承継前に一方的に決定した単価をそのまま適用している。</p>	<p>第4条第1項第5号(買ったたきの禁止)</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
圧延用ロール、マリンチェーン等の製造販売業 (6.11.21勧告)	住友重機械ハイマテックス㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年7月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、木型及び治工具について、当該金型等を用いて製造する金型及び部品の次回以降の発注の有無又は次回以降の具体的な発注時期の見通しを示すことができないにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計178個）。 住友重機械ハイマテックス㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い見積書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額319万6723円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
電気通信機器等の製造販売業 (6.12.5勧告)	電気興業㈱は、遅くとも令和3年9月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、樹脂型又は治具について、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者20名に対し、合計339個）。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
ラジエーター等の熱交換器及び燃料タンク等の車体部品の製造販売業 (7.1.23勧告)	東京ラヂエーター製造㈱は、遅くとも令和4年12月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する製品及びその部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者30名に対し、合計2,389型）。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車用ばね等の製造販売業 (7.2.18勧告)	中央発條㈱は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年10月25日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型について、当該金型を用いて製造する自動車用ばね等の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者24名に対し、合計608型）。 中央発條㈱は勧告前に、下請事業者24名に対し、協議を行った上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額572万5260円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
自動車用エンジン等の自動車用部品の製造販売業 (7.2.18勧告)	愛知機械工業㈱は、遅くとも令和5年8月1日から令和6年12月30日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する金型、治具及び機械設備について、当該金型等を用いて製造する自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者5名に対し、合計415個）。 愛知機械工業㈱は勧告前に、下請事業者5名に対し、協議を行い請求書を徴収した上で、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額1925万5498円を支払っている。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
<p>業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の製造販売業 (7.2.19勧告)</p>	<p>フクシマガリレイ㈱は、次の行為を行っていた。</p> <p>① 年間を通じて適時、下請事業者と価格交渉を行っているが、これとは別に、自社の原価低減を図るためとして、下請事業者に対し、書面により「価格協力」と称する要請を行った上、次のア及びイの行為を行っていた。</p> <p>ア 令和5年6月から令和6年6月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>イ 令和5年9月から令和6年3月までの間、従前の単価から同単価に一定率を乗じて得た額又は一定額を差し引いた単価（以下「差引き後単価」という。）を設定した上で発注し、差引き後単価で算出される下請代金を支払うことにより、従前の単価で算出される下請代金と差引き後単価で算出される下請代金の差額を自己のために提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>② 令和5年6月から令和6年7月までの間、「事務手数料」と称して、電子受発注等に係るシステムの使用料及び自社が指定する納品伝票の作成費用であるとして、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>前記①アの減額金額は、下請事業者34名に対し、総額2176万2009円、前記②の減額金額は、下請事業者154名に対し、総額1622万8500円、前記①イの行為により提供させた金額は、下請事業者10名に対し、総額255万944円であり、フクシマガリレイ㈱は勧告前にこれらの金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止） 第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
<p>標準ポンプ、カスタムポンプ等の製造販売業 (7.2.20勧告)</p>	<p>㈱荏原製作所は、令和5年2月1日以降、下請事業者に貸与していた自社が所有する木型、金型、治具、工具等について、当該木型等を用いて製造する製品及び製品を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該木型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者176名に対し、合計8,900型）。</p>	<p>第4条第2項第3号 （不当な経済上の利益の提供要請の禁止）</p>
<p>家庭用電気製品等の販売業 (7.2.28勧告)</p>	<p>㈱ビックカメラは、令和5年7月から令和6年8月までの間、「拡売費」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者51名に対し、総額5億5746万8909円であり、㈱ビックカメラは勧告前に当該金額を下請事業者に支払っている。</p>	<p>第4条第1項第3号 （下請代金の減額の禁止）</p>
<p>冠婚葬祭式の施行業 (7.3.6勧告)</p>	<p>㈱日本セレモニーは、次の行為を行っていた。</p> <p>① ㈱日本セレモニーは、令和4年9月から令和5年12月までの間、おせち料理及びディナーショーチケット（以下「おせち料理等」という。）を販売するに当たり、あらかじめ、従業員の所属部署、役職又は冠婚葬祭式場等ごとに販売目標数量を定め、販売活動を行っていた。</p> <p>② ㈱日本セレモニーは、前記①の販売目標数量を達成するため、下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、下請事業者に対し、下請事業者との取引に係る交渉等を行う発注担当者等から、おせち料理等の購入を要請し、また、当該要請を断るなどした一部の下請事業者に対しては、再度購入を要請していた。</p> <p>③ 下請事業者は、前記②の要請を受け入れて、おせち料理等を購入した。</p> <p>前記③の購入させた金額は、下請事業者23名に対し、総額272万円である。</p>	<p>第4条第1項第6号 （購入・利用強制の禁止）</p>

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
自動車部品の製造販売業 (7.3.7勧告)	<p>㈱フタバ九州は、遅くとも令和5年4月1日から令和6年9月末日まで、下請事業者に貸与していた自社が所有する又は㈱フタバ九州の親会社であるフタバ産業㈱から貸与を受けた金型、治具及び検具について、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名に対し、合計3,733個）。</p> <p>㈱フタバ九州は勧告前に、下請事業者16名に対し、無償保管を行わせたことによる費用相当額として、総額2914万951円を支払っている。</p>	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
商用車用ブレーキ等の製造販売業 (7.3.19勧告)	<p>クノールプレムゼ商用車システムジャパン㈱は、令和5年9月から令和6年4月までの間、「One Time Bonus」等の額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。</p> <p>減額金額は、下請事業者9名に対し、総額6738万6092円であり、クノールプレムゼ商用車システムジャパン㈱は勧告前に当該金額を下請事業者を支払っている。</p>	第4条第1項第3号 (下請代金の減額の禁止)
洋菓子等の製造販売業 (7.3.27勧告)	<p>㈱シャトレーゼは、次の行為を行っていた。</p> <p>① 受領拒否 商品の製造を委託するに際し、当該商品を納入することができる状態にする期日を仕上日として定め、仕上日以降、必要に応じて下請事業者に対し納入を指示することにより、下請事業者の給付を受領する方法を採っており、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に製造を委託した商品について、仕上日を経過しているにもかかわらず、いまだその一部を受領していない。</p> <p>② 不当な経済上の利益の提供要請 下請事業者の仕上日を経過しているにもかかわらず、下請事業者に対し、前記①の受領していない商品を自己のために無償で保管等させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 前記①の受領していない商品の下請代金相当額は、下請事業者11名に対し、総額2382万9854円である。</p>	①第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止) ②第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

## (2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
<p>画像収集業務等を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、あらかじめ検査基準を記載した発注書面を交付せず、検査基準を明確にしていなかったにもかかわらず、下請事業者から受領したデータの一部を不合格とし、受領しなかった。</p>	第4条第1項第1号 (受領拒否の禁止)
<p>婦人服等のPB商品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で締結している取引基本契約書において、下請代金の支払期日について、毎月末日締切、締切後90日以内に支払う旨等を定め、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。</p>	第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)
<p>消費者等に販売する自社オリジナル商品等の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者の商品の納入時に品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、下請事業者に商品を返品した。</p>	第4条第1項第4号 (返品の禁止)
<p>楽器等の製造及び修理を下請事業者に委託しているD社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p> <p>また、D社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。</p>	第4条第1項第5号 (買ったたきの禁止)

第2部 各論

違反行為等の概要	関係法条
<p>溶接用部品等の製造等を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、自社の業務効率化の観点で導入した検収票や納品書等が一体となった専用伝票の購入を要請し、購入させていた。</p>	<p>第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)</p>
<p>合成樹脂製品等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者の有償で支給していた原材料の使用状況を考慮せずに対価を決済していたため、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。</p>	<p>第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)</p>
<p>段ボール製品等の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請代金の支払条件について、サイト(手形期間又は決済期間)が60日を超える手形又は電子記録債権により下請代金を支払っていた。 (公正取引委員会は、令和7年1月、サイトが60日を超える手形、一括決済方式又は電子記録債権による下請代金の支払を行っていた親事業者に対し、本件を含め116件の指導を集中的に行った。)</p>	<p>第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止) 第4条第1項第2号 (下請代金の支払遅延の禁止)</p>
<p>ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、仕様変更を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、給付の内容を変更したにもかかわらず、当該変更に伴って生じた費用を負担しなかった。</p>	<p>第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)</p>